

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	高橋 伸彰
【住所又は本店所在地】	東京都文京区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成30年6月4日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

**【発行者に関する事項】**

発行者の名称	株式会社フィル・カンパニー
証券コード	3267
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所マザーズ

**【提出者に関する事項】**

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	高橋 伸彰
住所又は本店所在地	東京都文京区
事務上の連絡先及び担当者名	赤坂総合法律事務所 弁護士 井田大輔
電話番号	03-3586-8211

## 2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（合同会社）
氏名又は名称	合同会社NOB
住所又は本店所在地	東京都文京区湯島2丁目4番3号
事務上の連絡先及び担当者名	赤坂総合法律事務所 弁護士 井田大輔
電話番号	03-3586-8211

**【訂正事項】**

訂正される報告書名	変更報告書No.4
訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年5月29日
訂正箇所	平成30年6月1日に提出した変更報告書NO.4の記載事項の一部に訂正すべき箇所がありましたので、訂正します。

（訂正前）

**第2【提出者に関する事項】**

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

（訂正後）

**第2【提出者に関する事項】**

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	合同会社NOB
勤務先住所	東京都文京区湯島2丁目4番3号

（訂正前）

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者） / 1】

#### （6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、平成30年1月12日付で、能美裕一氏（以下「能美氏」といいます）及び合同会社NOBとの間で、株主間契約を締結しました。

同契約には、提出者が発行会社の取締役を退任した日から2年間を経過する日までの期間中に、提出者が保有する発行会社の株式を売却その他処分する場合には、能美氏の書面による事前の承諾が必要であり、具体的な売却等の方法及び時期について能美氏の指示に従うこと、提出者が発行会社の取締役を退任した日から2年間を経過する日までの期間中に、当該株式について議決権を行使する場合には、能美氏の書面による事前の承諾が必要であること等が規定されています。

平成30年5月29日付で、日本証券金融株式会社との間で保有株式のうち54,000株について、同社に対し、担保として提供する旨を合意しております。

平成30年5月29日付で、三田証券株式会社との間で保有株式のうち89,000株について、同社に対し、担保として提供する旨を合意しております。

平成30年5月30日付で、UBS銀行との間で保有株式のうち600,000株について、同社に対し、担保として提供する旨を合意しております。

（訂正後）

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者） / 1】

#### （6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、平成30年1月12日付で、能美裕一氏（以下「能美氏」といいます）及び合同会社NOBとの間で、株主間契約を締結しました。

同契約には、提出者が発行会社の取締役を退任した日から2年間を経過する日までの期間中に、提出者が保有する発行会社の株式を売却その他処分する場合には、能美氏の書面による事前の承諾が必要であり、具体的な売却等の方法及び時期について能美氏の指示に従うこと、提出者が発行会社の取締役を退任した日から2年間を経過する日までの期間中に、当該株式について議決権を行使する場合には、能美氏の書面による事前の承諾が必要であること等が規定されています。

平成30年5月29日付で、日本証券金融株式会社との間で保有株式のうち54,000株について、同社に対し、担保として提供する旨を合意しております。

平成30年5月29日付で、三田証券株式会社との間で保有株式のうち89,000株について、同社に対し、担保として提供する旨を合意しております。